

税・料金

上下水道の使用をやめる方	使用中止届	☎お電話またはインターネットで手続きできます	上下水道料金センター 0157-25-1178
原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	受付窓口でご相談ください	税金のこと みどり
軽自動車、250cc以下のオートバイを所有している方	軽自動車協会でご相談ください		軽自動車協会 0157-24-6130
自動二輪（250cc超）を所有している方	自家用自動車協会でご相談ください		自家用自動車協会 0157-24-6271
北見市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談		税金のこと みどり
海外に転出される方	納税管理人のご相談		
未納となっている税や料等のご相談	納付相談		4階 納税課
市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	お客様の状況により手続き場所が異なります まずはお電話でご確認ください	都市建設部総務課 （北2条仮庁舎4階） 0157-25-1626
粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	お住まいの自治区によりごみの出し方が異なります	・北見 0157-22-0053 ・端野 0157-56-2116 ・常呂 0152-54-2115 ・留辺蘂 0157-42-2110

その他

こんなときはどうしたらいいの？
転出届をしたけれど...

Q 新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
Q 転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
Q 転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	取消の手続きが必要です。 住所・戸籍 <small>あお</small> で早急に取消の手続きをしてください。



〒090 - 8509
北見市大通西2丁目1番地

市役所代表電話 **0157-23-7111**
お電話を担当へおつなぎします。

開庁時間 あさ **8時45分** ~ 夕方 **5時30分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)

端野総合支所、常呂総合支所、留辺蘂総合支所でも各種手続きができます。
なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

北見市ホームページ <http://www.city.kitami.lg.jp/>

手続きチェックシート 転出



他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

新しい住所地にお住まいになる
14日前から受付しています

↓

住み始めてから14日以内に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード、住基カード)」を持参して
新しい住所地の市区町村で転入届をしてください。

届出に必要なもの

- ・ 国外に転出される方でお持ちの方はマイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

関連する手続きは
内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類
市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認できるもの

- <官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に2点が必要なもの

- ・健康保険証 ・年金手帳
- ・介護保険証 ・北見市バス乗車証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

転出

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

支所・出張所 マークのあるものは、支所・出張所でも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先で ・通知カードの住所変更 ・マイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用（住所変更）	（お持ちの方） ・通知カード ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		転出先の市区町村	
申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村にご相談ください			
印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります			住所・戸籍	あお 支所・出張所

各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険年金

国民健康保険に加入している方				住所・戸籍	あお
69歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証の返却	国民健康保険証			
70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証の返却	国民健康保険証兼高齢受給者証			支所・出張所
負担区分等証明書の受取（郵送の場合有） 転出先へ提出してください				健康保険・年金	もみいろ
修学のために転出する方	転出先で引き続き北見市の保険証を使う手続き	在学証明書			支所・出張所
住所地特例に該当する施設に転出する方		在園証明書			
世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 転出先へ提出してください			住所・戸籍	あお
75歳以上の方、 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の返却	後期高齢者医療保険証			支所・出張所
北海道外へ転出する方	負担区分等証明書の受取（郵送の場合有） 転出先へ提出してください			健康保険・年金	もみいろ 支所・出張所
各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など		住所・戸籍	あお 支所・出張所
海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談 国民年金保険料精算のご相談 国民年金の任意加入			健康保険・年金	もみいろ

高齢

障がい

北見市バス乗車証をお持ちの方	北見市バス乗車証の返却 交付料の返還がある場合があります	・北見市バス乗車証 ・通帳 ・本人確認書類		障がい・高齢 介護サービス	むらさき
65歳以上の方	保険証の返却	介護保険証		住所・戸籍	あお
住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先でも北見市の介護保険証をそのまま使ってください				支所・出張所
要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 転出先へ提出してください	介護保険証		障がい・高齢 介護サービス	むらさき
重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・受給者資格変更届 または喪失届	重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方）		健康保険・年金	もみいろ 支所・出張所

子ども

小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き	学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください		これまで通っていた学校	
児童手当を受給している方（0歳～中学生）	児童手当資格消滅届 公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください		子ども・子育て	オレンジ 支所・出張所
子ども医療費受給者証をお持ちの方（0歳～中学生）	受給者資格変更届または喪失届	子ども医療費受給者証		健康保険・年金	もみいろ 支所・出張所
妊娠中の方	北見市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください			健康推進課 （保健センター） 0157-23-8101	
保育園に入園しているお子さんがある方	退園手続き			子ども・子育て	オレンジ
ひとり親家庭等に該当している方	ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届	ひとり親家庭等医療費受給者証		健康保険・年金	もみいろ 支所・出張所
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	受付窓口でご相談ください		子ども・子育て	オレンジ
重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方	受給者資格変更届または喪失届	重度心身障害者医療費受給者証		健康保険・年金	もみいろ 支所・出張所
上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 転出先の市町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類（免許証など）		証明書	あお 支所・出張所